

入札結果等の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事等に係る入札結果等の公表に関し必要な事項を定める。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、次の各号に掲げる業務で、設計金額が四街道市財務規則（昭和40年規則第1号）第107条に定める額を超えるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント業務等
- (3) 物品の売買、役務の提供等

(公表の時期及び内容)

第3条 公表する時期及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付した場合にあっては、落札者の決定後、速やかに四街道市一般競争入札実施要領第16条に規定する書類の写しを公表するものとする。
- (2) 指名競争入札に付した場合にあっては、落札者の決定後、速やかに指名業者一覧表（様式第1号）及び開札調書の写しを公表するものとする。
- (3) 随意契約によることとした場合にあっては、契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに随意契約結果書（様式第2号）を公表するものとする。
- (4) 前各号の規定により公表する開札調書の写しには、予定価格及び調査基準価格を記載する欄を設け、該当する事項を記載するものとする。ただし、予定価格については、これを公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合はこれを公表しないことができるものとする。
- (5) 低入札価格調査の対象となった入札については、開札調書の写しに「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、経営企画部契約課窓口において閲覧の方法をもって公表するほか、電子入札により行われたものについては、インターネットを利用し、当該入札結果を公表するものとする。

- 2 経営企画部契約課窓口において公表する閲覧書類は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧日及び閲覧時間)

第5条 閲覧日及び閲覧時間は、四街道市の休日に関する条例（平成元年条例第25号）第1条第1項各号に規定する日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、入札に付した場合にあっては、原則として入札をした日の属する年度及び翌年度まで、随意契約によることとした場合にあっては、契約を締結した日の属する年度及び翌年度までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
(入札結果等の公表に関する事務取り扱い要領の廃止)
- 2 入札結果等の公表に関する事務取り扱い要領（昭和57年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日に施行し、同日以後に公表する入札結果等から適用する。